

不動産取得税減額申請書兼還付申請書

年 月 日

様

申請者 (取得者)	住所（所在地）										
	フリガナ										
	氏名（名称）										
	個人番号又は法人番号										
	電話					連絡先					
◎ 申請者（取得者）が複数いる場合は、全員が申請書を提出してください。											

次の土地に係る不動産取得税について、減額を受けたいので、関係書類を添付して申請します。
還付

申請の内容	住宅用土地減額（道税条例第44条の7第8項） 住宅用土地減額に基づく還付（道税条例第44条の10第2項）										
適用を受けようとする土地の上にある住宅	所 在			家 屋 番 号			種 類（用 途）				
							(戸用)				
	構 造		床 面 積		新 築 年 月 日		取 得 年 月 日				
			㎡								
	住宅を新築した者		住所（所在地）				氏名（名称）				
適用を受けようとする土地	年度	課 税 標 準 額			税 額		納 期 限		納 付 年 月 日		
		円			円						
	所 在			地 番			地 目				
	地 積		取 得 年 月 日		納 税 通 知 書 番 号						
㎡											
住宅が新築された時における所有者		住所（所在地）				氏名（名称）					
耐震基準(不)適合既存住宅の場合	耐 震 改 修 終 了 年 月 日				入 居 年 月 日						
減額・還付を受けようとする税額	円										
口座振替による還付を希望する場合	金 融 機 関 名 及 び 支 店 名			口 座 名 義 人（カナ氏名）			預 金 口 座		口 座 番 号		
							1 普通 3 納税準備 2 当座 4 組合員勘定				
	◎ 還付金は、申請者（取得者）以外の方の口座には振り込むことができません。 なお、申請者（取得者）が複数いる場合は、代表して受け取られる方以外は記載しないでください。										

※ 処 理 事 項	床 面 積	新 築 未 使 用 住 宅				該 当 ・ 否	判 定 結 果	条 例 第 4 4 条 の 7		
	該 当 ・ 否	耐 震 基 準 合 格 既 存 住 宅	昭 和 5 7 年 1 月 1 日 以 後 の 新 築		該 当 ・ 否	該 当		I - 1 I - 2 II - 1 III - 1 ・ 否 I - 3 II - 2 III - 2		
	併用住宅の住宅部分の床面積 ㎡		地 方 税 法 施 行 令 第 3 7 条 の 1 8 第 2 項 に 規 定 す る 基 準 に 適 合 す る 旨 の 証 明 が さ れ た も の		該 当 ・ 否					
		耐 震 基 準 不 適 合 既 存 住 宅	地 方 税 法 施 行 令 第 3 7 条 の 1 8 第 2 項 に 規 定 す る 基 準 に 適 合 す る 旨 の 証 明 が さ れ た も の		該 当 ・ 否					

備 考

注意 1 裏面に掲げる書類を添付してください。
2 ※印欄は、記載しないでください。
3 不要の文字を消して使用してください。

添付書類

区 分	添 付 書 類
1 住宅が新築された場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地を取得した日を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写し、贈与契約書の写しなど）。ただし、所有権の移転の登記がされている場合は不要 2 住宅の新築日及び延べ床面積を証する次のいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の登記事項証明書（全部事項証明書（建物）など） (2) 住宅の表題登記の登記申請書（法務局の受付印が押印されているもの）の写し (3) 建築基準法に基づく検査済証の写し（検査済証に延べ床面積の記載がない場合は、併せて、建築確認申請書（1面から6面まで）の写し及び確認済証の写し） 3 あなたから土地を譲り受けた者が住宅を新築したときは、当該譲受者との間の土地の所有権の移転を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写し、贈与契約書の写しなど又は登記名義変更後の土地の登記事項証明書（全部事項証明書（土地））） 4 新築した住宅が併用住宅（店舗兼住宅など）又は共同住宅（アパートなど）の場合は、各階平面図の写し 5 その他総合振興局長等が指示する書類
2 新築未使用住宅（建売住宅、分譲マンション等）を取得した場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地及び住宅を取得した日を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写し、贈与契約書の写しなど）。 2 住宅の新築日及び延べ床面積を証する次のいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の登記事項証明書（全部事項証明書（建物）など） (2) 住宅の表題登記の登記申請書（法務局の受付印が押印されているもの）の写し (3) 建築基準法に基づく検査済証の写し（検査済証に延べ床面積の記載がない場合は、併せて、建築確認申請書（1面から6面まで）の写し及び確認済証の写し） 3 未使用住宅であることを明らかにする書類（売り主による証明書など） 4 住民票に記録されている取得者の住所が取得した住宅の所在と異なる場合は、取得者の居住を証する書類 ※ 自己居住用で、住宅新築から1年を経過している場合のみ必要 5 取得した住宅が併用住宅（店舗兼住宅など）の場合は、各階平面図の写し 6 その他総合振興局長等が指示する書類
3 耐震基準適合既存住宅（中古住宅）を取得した場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地及び住宅を取得した日を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写し、贈与契約書の写しなど）。ただし、所有権の移転の登記がされている場合は不要 2 住宅の新築日を証する次のいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅用家屋証明書（新築年月日の記載があるもの） (2) 住宅の登記事項証明書（全部事項証明書（建物）など） 3 一定の耐震基準に適合していることが証明された住宅（住宅を取得した日の前2年以内に、調査が終了し、評価され、又は保険契約が締結されたものに限る。）を取得した場合は、次のいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 耐震基準適合証明書 (2) 住宅性能評価書の写し (3) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 4 住民票に記録されている取得者の住所が取得した住宅の所在と異なる場合は、取得者の居住を証する書類 5 取得した住宅が併用住宅（店舗兼住宅など）の場合は、各階平面図の写し 6 その他総合振興局長等が指示する書類
4 耐震基準不適合既存住宅（中古住宅）を取得した場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地及び住宅を取得した日を証する書類（売買契約書の写し及び売買代金の領収書の写し、贈与契約書の写しなど）。ただし、所有権の移転の登記がされている場合は不要 2 住宅の新築日を証する書類（住宅の登記事項証明書（全部事項証明書（建物）など）） 3 住宅取得後に耐震改修を行ったことを証する書類（工事請負契約書の写しなど） 4 住宅を取得した日から6月以内に、耐震改修を行い、耐震基準に適合していることが証明された次のいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 耐震基準適合証明書 (2) 住宅性能評価書の写し (3) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 5 住民票に記録されている取得者の住所が取得した住宅の所在と異なる場合は、取得者の居住を証する書類 6 取得した住宅が併用住宅（店舗兼住宅など）の場合は、各階平面図の写し 7 その他総合振興局長等が指示する書類